

〔商品概要説明書〕

＜「JAバンクあきたウインターキャンペーン2018」＞

(平成30年11月1日現在 適用中)

1. 商 品 名 (愛 称)	・ 県内農畜産物付き定期貯金 (スーパー定期貯金) (愛称) 農業をもっと元気に「がぶっと あきた産!」
2. 募 集 期 間	・ 平成30年11月1日から平成31年1月31日まで
3. 販 売 対 象	・ 個人
4. 対 象 商 品	・ スーパー定期貯金 (単利型)
5. 預 入 期 間	・ 定型方式 (自動継続) 1年、2年
6. 預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 10万円以上 (新規) ・ 1円単位
7. 払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・ 預入期間2年未満のものは満期以後に一括して支払います。 ・ 預入期間2年以上のものは、中間利払日 (預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日) 以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率 (約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て) により計算します。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算とします。 ・ 20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・ 金利は店頭のポスターに表示しています。
9. 手 数 料	—
10. 付加できる特約事項	・ 当該貯金は総合口座の担保に組入れできます (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)。 ・ 預入期間2年のものは中間払利息を定期預金とすることができます。 ・ マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
11. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第4位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。 ・ 約定した預入期間が1年以上3年未満の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満の場合 約定利率×50% ③ 1年以上3年未満 約定利率×70% ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
12. 貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
13. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当JA本支店 (所) または金融共済部金融推進課 (電話:0187-42-8092) にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等

	の解決を図ります。 また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県 J A バンク相談所（電話：018-864-2030）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部金融推進課または秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。）
14. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 秋田おばこ